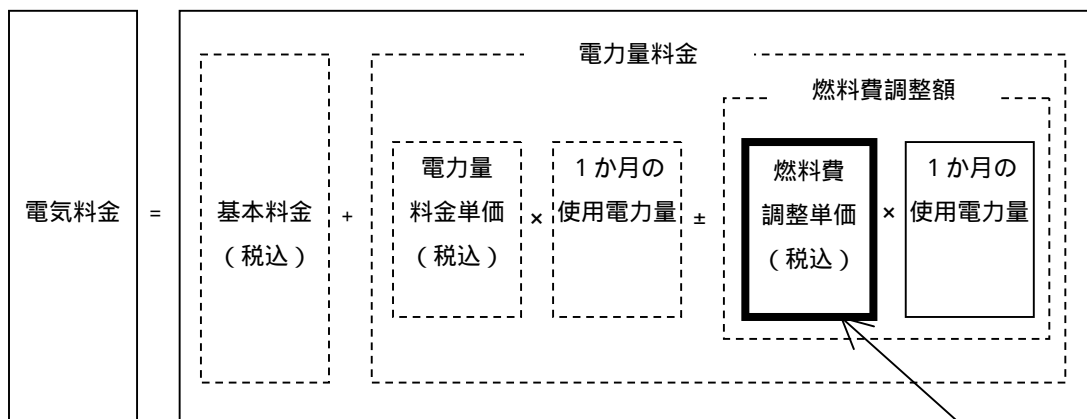


< 従量制供給の場合 >



	現行の燃料費調整制度により算定した燃料費調整単価	特別措置単価	実際に適用となる燃料費調整単価
平成 21 年 1 ~ 3 月分	+ 2.83 円/kWh	1.42 円/kWh	+ 1.41 円/kWh
平成 21 年 4 ~ 6 月分	± A 円/kWh(平成 21 年 1 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± A + 0.36 円/kWh
平成 21 年 7 ~ 9 月分	± B 円/kWh(平成 21 年 4 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± B + 0.36 円/kWh
平成 21 年 10 ~ 12 月分	± C 円/kWh(平成 21 年 7 月末確定)	+ 0.36 円/kWh	± C + 0.36 円/kWh
平成 22 年 1 ~ 3 月分	± D 円/kWh(平成 21 年 10 月末確定)	+ 0.34 円/kWh	± D + 0.34 円/kWh

平成 21 年 4 ~ 6 月分、7 ~ 9 月分および 10 ~ 12 月分の特別措置単価は、平成 21 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価の低減幅を四分の一とした値といたします (小数点以下第三位四捨五入)。

平成 22 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価は、平成 21 年 1 ~ 3 月分の特別措置単価の低減幅から、平成 21 年 4 ~ 6 月分、7 ~ 9 月分および 10 ~ 12 月分の特別措置単価の合計を差し引いた値といたします。

< 平成 21 年 1 ~ 3 月分における一般のご家庭*の影響額 >

現行の燃料費調整制度により算定した燃料費調整額は、前期 (平成 20 年 10 ~ 12 月) より 820 円の増加となりますが、特別措置を講じることにより、409 円の増加に緩和されることとなります。

なお、その低減分相当については、平成 21 年 4 月分から平成 22 年 3 月分の燃料費調整に加算させていただきます。

前期支払額 (10 ~ 12 月分)	今回支払額 (1 ~ 3 月分)	前期との差	(参考) 特別措置前	
			今回支払額 (1 ~ 3 月分)	前期との差
6,797 円	7,206 円	409 円	7,617 円	820 円

* 30 A、290 kWh / 月、口座振替割引額、消費税等相当額を含む